

毒物及び劇物譲受書

毒物及び劇物を販売・授与する場合「毒物及び劇物取締法」第14条により、必要事項を記入のうえ捺印をした譲受書を作成、販売者は購入者よりこの書面を受理したうえで販売しなければならないとされております。また、譲受書は5年間の保存が義務付けられています。毒物劇物指定の農薬をご購入に際しましては、下記の必要事項を記入し捺印のうえで弊社まで郵送してくださいようお願い致します。

株式会社アイ・エイチ・エス

年 月 日



氏名

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

※未成年者への販売はできませんので必ずご記入願います。

住所

電話番号

職業

下記農薬を申し込みます。

↓（毒物及び劇物の該当する方へチェック）

	毒物	劇物	農薬名	規格	数量
1					
2					
3					
4					
5					
使用目的					

----- (キリトリ) -----

〒289-3185

千葉県匝瑳市堀川 276

株式会社 アイ・エイチ・エス 行

毒物及び劇物譲受書 在中

← 書面を発送する際に
封筒に宛名として貼り付けて
使用して下さい。